

令和7年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 兵庫県 芦屋市 】
令和7年度に実施した取組の内容及び成果と課題
1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等) 芦屋市帰国・外国人児童生徒支援連絡協議会 (1)実施回数 年2回 (2)委員 15名 学識経験者1名、地域支援団体関係者4名、小・中学校の教職員 6 名(校長2名、教頭1名、教諭3名)、行政関係者4名(県教育委員会人権教育課主任指導主事、市国際文化推進課長、市人権男女共生課長、市こども家庭総合支援担当課長 ※オブザーバー:市国際文化推進課係長(1名、市幼稚園長1名)
2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること (1)運営協議会・連絡協議会の設置・運営(必須実施項目) ○芦屋市の現状、各課の取組、日本語指導コーディネーターについて(初期日本語教室、巡回指導、夏休み日本語教室)、就学前個人票について、学校の校内体制の整備について、プレスクールの実施に向けて、外国人児童生徒等の進路指導マニュアルの改訂について (2)学校における指導体制の構築 (必須実施項目) ○日本語指導コーディネーターの設置 ○芦屋市初期日本語指導教室と各校との連携 ○学校における支援体制についての普及と情報共有。 (3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施 (※必須実施項目) ○DLA 等日本語能力測定方法についての冊子の配布と共有。 ○「特別の教育課程」による日本語指導の実践の授業見学。 (4)成果の普及(※必須実施項目) ○芦屋市帰国・外国人児童生徒支援連絡協議会において、取組の成果と課題を周知。 ○日本語指導コーディネーター(1名)の設置 ○多文化担当者会、芦屋市日本語指導者養成研修の実施。 ○日本語指導研究推進校における公開授業を市内へ周知と共有。 ○日本語指導研究推進校教員による教材開発と市内への周知と共有。 ○夏休みの初期日本語教室の実施。 ○大阪市プレスクール第4拠点「はばたき」への視察 (6)小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール【重点実施項目】 ○幼稚園・保育所や他課との情報共有と連携 ○国際文化推進課との連携 (7)ICTを活用した教育・支援【重点実施項目】 ○多言語翻訳アプリを日本語指導が必要な児童生徒のタブレットへ導入。 ○日本語指導研究推進校教員や日本語支援員による日本語指導支援教材やリライト教材を活用した授業。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- 芦屋市初期日本語指導教室へ日本語指導コーディネーター1名と日本語指導員9名の配置。(延べ人数)
- 母語支援員13名、日本語支援員13名の配置。(延べ人数)

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 運営協議会・連絡協議会の設置・運営(必須実施項目)

- 芦屋市初期日本語指導教室の指導体制整備や来日間もない児童生徒への集中日本語プログラムについて協議することで、今後の方向性について整理することができた。
- 就学前個人票も内容を精査し、追加事項について協議することで、就学前施設での聞き取りをより正確に行うことができるものが作成できた。
- 来日間もない児童生徒への集中日本語プログラムについての検討
- ・ カリキュラムや支援人の確保など、課題は多い。
- より効果的な日本語指導コーディネーターの巡回指導での内容を検討していく必要がある。

(2) 学校における指導体制の構築(※必須実施項目)

- 芦屋市初期日本語指導教室の日本語支援員との会議を年に4回開催。(4月、7月、12月、3月)。研修については、市や県の研修だけでなく、日本語指導研究推進校の研究授業にも参加することができた。
- 芦屋市初期日本語指導教室へ日本語指導コーディネーターを派遣し、教室運営と日本語指導員の指導体制整備を行うことができた。
- 日本語指導を必要とする児童生徒は年々増加している。学習できる児童生徒数に制限があり、短期間で修了せざる得ない児童生徒がいる。また、日本語伸長期の児童生徒への長期的な支援体制が必要である。引き続き、支援員を配置する予算の確保および、取り出しによる日本語支援の実施などが必要である。
- 初期日本語指導教室を修了した児童生徒への支援体制についての課題が残る。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施 (※必須実施項目)

- 日本語指導研究推進校における「特別の教育課程」による日本語指導の実践を各校の多文化担当者と共有した。また、支援方法や校内での引継ぎや指導体制について、研修会などで共有した。
- 「特別の教育課程」の実施が難しい学校がほとんどである。基本的には日本語指導研究推進校のみの実施となっているため、継続して研修、内容等の検討整備が必要である。
- DLA 等の日本語能力測定に関する研修を実施していく必要がある。

(4) 成果の普及(※必須実施項目)

- 芦屋市帰国・外国人児童生徒連絡協議会において、取組の成果と課題を周知。
- 多文化担当社会、芦屋市日本語指導指導者養成研修の実施。
- 日本語指導研究推進校における公開授業の市内への周知と共有。公開授業を通して、市内全体で共有し、支援方法について検討することができた。
- 日本語指導研究推進校教員による教材開発と市内への周知と共有。
- 公開授業については、今後も市内全体で共有する機会が必要である。

(6) 小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール【重点実施項目】

- 市立幼稚園と事前に日本語指導が必要な児童の数と実態について共有し、なるべくスムーズに新年度が迎えられるように支援ができた。
- 幼稚園だけでなく、こども園や保育所などからも、共有し、他課と連携しながら、日本語支援員の配置やプレスクールの体制について検討する。

(7)ICTを活用した教育・支援【重点実施項目】

- 多言語翻訳アプリは、児童生徒同士のコミュニケーション支援のツールとして活用することができた。また、生活言語や学習言語の翻訳を通して、来日間もない児童生徒へ学習支援をすることができた。
- 日本語指導研究推進校教員による日本語指導またはライト教材の活用例について多文化担当者会で共有することができた。
- オンラインによる遠隔授業については、小学校と中学校の日程調整が難しい。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- 母語支援員と教員や指導補助員と一緒に母語によるDLAを実施することで、児童生徒理解と学習支援に活かすことができた。
- 夏休みに来日した児童については、緊急対応として、集中的に日本語支援ができる仕組みをつくり、日本語習得の効果が見られた。
- 学習支援の必要な児童生徒への支援体制についての整備が必要である。
- 日本語支援員が増えたため、学校との連携に加え、指導方法や児童生徒理解への研修が必要である。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
本事業で対応した幼児・児童生徒数	1人 (1園)	39人 (6校)	7人 (3校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		26人 (3校)	2人 (1校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ・海外より編入してきた日本語ゼロ初級の児童生徒に対する短期集中日本語指導(プレスクール)の実施。
- ・各学校における、海外からの日本語指導が必要な児童生徒の受入体制の整備。
- ・日本語伸長期の児童生徒への学習支援体制づくり。
- ・各学校における多文化共生担当者会の充実
- ・教員・支援者等向けの実践的な研修会の検討。
- ・就学前の幼児、保護者への支援体制やプレスクールの検討。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。